

**第 11 回新潟市新潟市障がいのある人もない人も共に生きる
まちづくり条例推進会議 会議録**

○日時：令和 8 年 3 月 24 日（火）午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分

○場所：新潟テルサ 2 階 特別会議室

○出席者

・委員：竹村委員、北山委員、八木澤委員、菊地委員、原委員、佐藤委員、藤崎委員、高橋委員、高井委員、長澤委員、渡辺（健）委員、五十嵐委員、坂上委員、本間委員、長谷川（繁）委員、中村委員、渡辺（浩）委員、長谷川（篤）委員、今泉委員

以上 19 名（欠席者 4 名）

・関係課：文化政策課、広聴相談課、こども政策課、こころの健康センター、産業政策・イノベーション推進課、住環境政策課、土木総務課、西蒲区健康福祉課、教育委員会特別支援教育課、基幹相談支援センター東・秋葉・西

以上 12 名

・事務局：障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員 5 名

○傍聴者：1 名

1. 開会

（司会：障がい福祉課 長澤課長補佐）

それでは、定刻少し前ですが、委員の皆様おそろいですので、始めさせていただきますと思います。

それでは、ただいまから第 11 回新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議を開会いたします。本日はお忙しい中、条例推進会議にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は本日の進行を務めさせていただきます、障がい福祉課課長補佐の長澤と申します。どうぞよろしくお願いします。それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、開会に先立ち、会議の公開および議事録の取り扱いについてご説明いたします。新潟市附属機関等に関する指針により、会議は原則として公開することとし、会議内容についても議事録を作成し、後日ホームページなどで公開することとなっております。議事録作成のため録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には職員がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが挙手をお願いしたいと思います。会議に入ります前に、本日の会議資料の確認をお願いします。資料については、事前にお送りさせていただいております。

- ・ 本日の次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 座席表

本日会場の都合により、お配りした座席表と少し変更しておりますことを、この場でご了承いただきたいと思います。

【資料 1】共生条例に関する事業の取り組み状況について（令和 7 年度）

【資料 2】令和 7 年度における差別相談事例について

【資料 3－1】令和 7 年度「ともにプロジェクト」の取り組み状況

【資料 3－2】令和 7 年度「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」
認知度調査結果

【資料 3－3】共生のまちづくりについて考えるワークショップ実施概要

【資料 4】令和 8 年度「ともにプロジェクト」の取り組み予定

【参考資料 1】新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議

【参考資料 2】新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

【参考資料 3】新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則

そして条例の概要パンフレットをお送りしております。資料の不足やお忘れのものなどがありましたら、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ありがとうございます。

また、会議資料ではありませんが、本会議委員の委嘱状を机上に配布させていただきました。こちらも併せてご確認くださいよう、お願いいたします。

2. 障がい福祉部長挨拶

（司会：障がい福祉課 長澤課長補佐）

それでは、開会にあたりまして、上所福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

（上所福祉部長）

皆様、こんにちは。新潟市福祉部の上所と申します。本日は年度末の大変お忙しい中、本会議にご出席いただき、まことにありがとうございます。また皆様におかれましては、本市の障がい福祉施策にご理解、ご協力いただいておりますことを、この場をお借りして感謝申し上げます。

今年度は委員の改選がございまして、本日は改選後初めての開催となります。今回は新たに 7 名の方から新委員としてご就任いただいております。再任された委員の皆様とともに、任期となります 3 年間、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」は、平成 28 年 4 月の条例施行後、来月で丸 10 年となります。この間、障がいのある人への理解を求める取り組みとしまして、「ともにプロジェクト」を推進するなど、条例の趣旨である共生社会の実現をめざして取り組んでまいりました。

本日は、令和 7 年度における差別相談状況ですとか、あと事業の取り組み状況を報告させていただきますとともに、令和 8 年度の事業の取り組み内容についてもご説明させていただきたいと思っております。

委員の皆様から頂きました貴重なご意見は、今後の市の施策の取り組みに生かしてまいりたいと思っております。また、委員の皆様からも、ぜひ共生の社会づくりの大切な担い手としまして、これからも障がい者の方々への理解促進のために力を貸していただけるとありがたく存じます。本日は活発な議論をよろしくお願いいたします。

3. 自己紹介

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

ありがとうございました。次に、次第3の「自己紹介」を進めてまいりたいと思います。本日の委員の出席状況でございますが、事前にご連絡を頂いている方が4名おありまして、まず名簿の3番目の高橋委員、そして名簿11番目の梅田委員、名簿15番目の篠田委員、16番目の斎藤委員から事前にご欠席の連絡をいただいております。23名の委員のうち19名の委員の方々がお出席されておりますので、過半数を超えております。お手元にある参考資料3「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則」第5条第2項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

続きまして、次第3「自己紹介」になりますが、この会議の任期は3年間となっております。令和7年度3月末に全委員の任期満了を迎え、4月1日から新たに今回お集まりの皆様へ、本会議の委員にご就任いただいております。ご就任後今回が初めての会議となりますので、委員の皆様全員から簡単に自己紹介をいただきたいと思います。それでは、竹村委員のほうから順番に自己紹介をお願いいたします。

(竹村委員)

こんにちは、宅建協会の理事をしております竹村です。私どもができることは、障がい者様の賃貸のトラブルがないように、年に2回広報紙に掲載しております。よろしくお願いいたします。

(北山委員)

新潟商工会所で総務部長を務めております、北山と申します。私自身はこの会議2回目の出席となりますけれども、また皆様方へいろいろとお教えいただき、勉強させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

(八木澤委員)

新潟市医師会の理事の八木澤といいます。本職は内科医です。よろしくお願いいたします。

(菊地委員)

新潟太陽福祉会の菊地と申します。重度の知的障がいの支援を中心にしている法人施設からまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

(原委員)

ごめんください。新潟市民生委員児童委員協議会連合会理事の原加代子です。初めて参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(佐藤委員)

新津第一中学校の佐藤孝一と申します。新潟市中学校長会の代表として参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

(藤崎委員)

升潟小学校、藤崎直子と申します。新潟市小学校長会の代表として参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

(高橋（隆）委員)

認定 NPO 法人にいがた・オーティズムの高橋といいます。私たちの会は、自閉症親の会から始まって、重度の自閉症児者の会であります。親の立場でしかないんですけど、何か皆様のお役に立てたらと思います。よろしくお願いいたします。

(高井委員)

お世話になっております。にいがた温もりの会、精神障がい当事者会からまいりました、高井と申します。私も勉強不足なところが多々ありまして、皆様とご一緒に勉強させていただきながら、また微力ながらお力になればと思って参加しております。よろしくお願いいたします。

(長澤委員)

長澤正樹です。この条例の検討会議からメンバーをさせていただいております。なお、大学の教員時代は、大学で障がい学生支援を担当しておりました。現在は新潟市のスクールカウンセラーをしております。よろしくお願いいたします。

(中村委員)

初めて参加します。新潟市ろうあ協会の中村と申します。よろしくお願いいたします。

(渡辺（健）委員)

新潟交通乗合バス部長の渡辺と申します。日ごろよりバス交通ご理解ご支援賜りましてありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(五十嵐委員)

新潟日報報道部の五十嵐と申します。日々生活面というところの担当デスクとして、いろいろな障がい者、福祉、親子の話題、学校関係、まちづくりとかさまざまな話題を取り上げてつくっています。どうぞよろしくお願いいたします。

(坂上委員)

新潟市私立保育協会の坂上といいます。よろしくお願いいたします。私たちの会は保育所と認定こども園の集まりでありますので、私たちも協力できるところをお手伝いしたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

(本間委員)

新潟地方法務局人権擁護課長の本間と申します。法務局は、法務省の人権保護機能という位置づけで活動しておりまして、幅は広いんですけども、当然のことながら障

がいがある方の人権ということも、主要な人権課題の1つということで取り組んでおります。また皆様との情報交換とか連携につきましてもよろしくお願いしたいと思います。

(長谷川(繁) 委員)

新潟市身体障害者福祉協会連合会、副会長の長谷川です。初めての参加になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(渡辺(浩) 委員)

新潟地区手をつなぐ育成会の渡辺と申します。主に知的障がいの保護者で構成している会でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(

(長谷川(篤) 委員)

私は、指定難病の脊髄小脳変性症、多系統萎縮症の友の会の会長をしております長谷川です。県内の同様の患者さんご家族の間で、毎年新潟県を4カ所に分けて交流会をしております。よろしくお願いします。

(今泉委員)

新潟県視覚障害者友好協議会、事務局を担当しております今泉です。本日はよろしくお願いいたします。

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

ありがとうございました。また、事務局につきましては、配布いたしました出席者名簿の裏面をご覧ください。この体制で進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入っていきますが、議事に入ります前に、はじめに条例推進会議の目的・役割等について、まずご説明したいと思います。

(事務局：障がい福祉課 榎本課長)

あらためまして、こんにちは。障がい福祉課長の榎本です。先ほどありましたように、改選後初めてということで、もともと委員を継続されている方もいらっしゃいますし、初めての方も、先ほど言いましたように7名の方いらっしゃいますので、そもそもこの会議はどのような目的でどのような内容をするかという基本的なことを、今回初めての方、新たな委員の皆様初めての会議ということで、説明をさせていただきます。座って説明します。

資料のほうは、参考資料1という資料をご覧ください。そちらの一枚紙のほうに沿って説明をします。最初に、「1 会議の概要」とありますとおり、新潟市では障がいの有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と人権を尊重し、安心して暮らせる共生社会の実現をめざすということで、先ほど部長のほうからもあいさつがありましたが、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」というものを制定して、平成28年4月から施行されて今に至っております。

条例とか規則のほうは、先ほどありましたように、参考資料の2と3にありますので、

あとでご覧いただければと思います。その中で、条例では、正当な理由なく障がいがあることを理由にサービス提供を拒否するなどの不利益な取り扱いですとか、必要な配慮が行われないという、言葉が難しいのですが「合理的配慮の不提供」というものを条例のほうで禁止をしております。こうした障がいを理由とする差別の解消ですとか、障がいへの理解を深める取り組みを推進するためにということで、2番に「会議の役割」とありますが、条例推進会議、こちらの会議を設置しているところであります。

この会議は、併せて「障害者差別解消法」という法律に基づきまして、関係機関によって構成されます「障害者差別解消地域協議会」というのも兼ねて、この会議としてやっております。

こちらの両機能を担う会議でございますが、関係機関が相談事例や共生のまちづくりの取り組みについて、情報を共有しながら、差別の解消への取り組みの検討ですとか、障がいについての理解を深めるための人材の育成ですとか、周知啓発などについて、こちらの会議で協議をさせていただきまして、内容によっては必要に応じて市長へ提案を行うこともできるという会議の位置付けになっております。

先ほども皆様自己紹介していただきましたが、いろいろな立場の方がいろいろな場面で、障がい者が地域で自立して生活しやすいというための部分で、いろいろな立場の皆様の意見を聞きながら、よりこれから新潟市、さらに障がいの方が地域で安心して安全に生活できるようにというふうに取り組んでまいりたいための、こちらの会議で共有させていただいたりとか、先ほど言いましたようにご提案があれば、それを踏まえて市としての施策に反映するということも可能ですので、ぜひともこちらから、基本的にはすみません、年度1回の会議ではあるんですが、いろいろ情報提供とかまたさせていただきながら、いろいろご意見いただきながら、障がい者のためによりよい暮らしやすい社会づくりに進めていきたいと思っておりますので、今日もいろいろとお話をさせていただきますけど、それぞれのお立場で現場でのご意見ですとか感じたことですか、いろいろご意見を頂ければありがたいなというふうに思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

4. 議事（1）会長・副会長の選出

（司会：障がい福祉課 長澤課長補佐）

それでは、続きまして、これより次第の4「議事」に移らせていただきますが、会長が選出されるまでは、引き続き司会のほうで議事を進行させていただきます。

（1）会長・副会長の選出ですが、参考資料3、条例施行規則第4条第1項の規定により、会長及び副会長は委員の互選により決定することとなっております。皆様のほうから立候補、もしくは推薦などございますでしょうか。

それでは、特段推薦等がないようでしたら、事務局案をお示しし、一任いただく形にしたいと思いますので、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、事務局案をお示しいたします。この会議は多様な分野の議論が展開されることから、これまでの市の取り組みを熟知し、会議の円滑な進行が可能という観点から、前回までの会長であった新潟大学の長澤委員を会長に、前回まで副会長であった新潟地区手をつなぐ育成会の渡辺委員を副会長に務めていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。それでは会長は長澤委員、副会長は渡辺委員にお願いいたします。会長・副会長は、それぞれ会長席・副会長席にお移りください。お願いいたします。

それでは、会長・副会長から、それぞれ一言ごあいさつをお願いいたします。長澤会長からお願いいたします。

(長澤会長)

会長に就任させていただきました長澤です。この条例の特徴は、話し合いによる問題解決・相互理解ということが条例に示されております。参考資料の2に書いてありますので、有益なる話し合いを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

(渡辺副会長)

副会長に就任させていただきました渡辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

ありがとうございました。それでは、ここからの議事については、会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いします。

4. 議事(2) 共生条例に関する事業の取り組み状況について

(長澤会長)

よろしくお願いいたします。まずは議事の2「共生条例に関する事業の取り組み状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 石原管理係長)

では、私は新潟市障がい福祉課管理係石原と申します。私から説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきたいと思います。用いる資料は、資料1と書いてあります「共生条例に関する事業の取り組み状況について(令和7年度)」という資料を用います。

まず1番、「障がい等を理由とした差別相談対応」ということで、点字資料としては1ページの上段となります。私ども、差別相談対応ということで公表しております。その中でも、最初に課長の榎本のほうからお話をさせていただいた、条例が禁止する差別としては不利益な取り扱いと、合理的配慮の不提供ということを条例が禁止する差別としておりますけれども、さまざまな相談が寄せられます。その中でも、差別相談に関する対応ということで、令和7年度、これ令和8年1月までとありますけれども、この会議の今日この日に至るまで併せても、対応件数は今年度10件でございました。

2つ目「条例研修会の実施」ということで、令和8年2月末時点となります。点字資料は1ページ中ほどとなります。令和7年度、条例研修やチラシ等ノ配布を行いまして、回数としては合計で14回、昨年度と同様の回数となっております。対象の延人数は794名と、昨年度より344名増加をしているところでございます。

表に実施内容、数字で記載がありますけれども、研修ということで、市職員を対象とし

た研修を2回、あとは「その他」というところで大学等に出向いて研修を行ったりしたというものですとか、あとは団体さんが開く講演会にお邪魔をさせていただいて、そこで条例の説明をさせていただくと。そういったものを含めて10件、あとはイベント等も含めまして計14回となっております。

3番、「『ともにプロジェクト』の展開」と申しまして、点字資料としては4ページの下段となります。(1)障がいのある人とない人の交流の機会の創出ということで、学校における障がいのある人との交流ということで、ゲストティーチャーというふうな取り組みを行っております。ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、市内の小中学校におきまして、障がいのある方をお招きして、学校で授業を開いていただくと。そういった支援を行っております、令和7年度では50校弱の小中学校で、福祉教育を行っていただいております。

(2)としまして、一般企業への周知啓発を行っております。障がい者アートを活用した共生社会の普及啓発ということと、あとは「ともにEntrance」という市内の企業・団体さんを集っていただきまして、その会社と団体さんを通じた周知啓発とともに、障がい者アートのシールですとかステッカーをおつくりして、お配りして、掲示をしていただいていると。

あとは、わかりやすい広報としましては、先ほどもお話ししましたように、共生条例の普及啓発イベントの実施ということで、今年度は2月にアピタパワー亀田店さんにお邪魔をしまして、障がい者アートの提示を行いますとともに、その店舗の一角をお借りしまして、手話と要約筆記の、そんな大規模ではないですけども、来店客の方にも参加いただいた講座を開催させていただきました。

あとは、若年層の認知度向上に向けた取組の実施ということで、新潟市内の新潟駅南口広場ですとか、あとはこども創造センターの一角をお借りしまして、障がい者アートを大きく印刷したものを提示して、若年層の方に働き掛けたりですとか、先ほどご説明しました大学ですとかにお邪魔をして、そこでの周知啓発にも努めているというところでございます。私からは以上です。

(長澤会長)

ご説明ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、ご意見・ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。また何かお気づきの点ありましたら、このあとでもよろしいですので、ご発言をお願いいたします。では、議事の(2)を終了し、次に進ませていただきます。

4. 議事(3) 令和7年度における差別相談事例

(長澤会長)

議事(3) 令和7年度における差別相談事例について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 石原管理係長)

では、引き続き障がい福祉課管理係石原より説明をさせていただきたいと思います。資

訳をつけますというふうなご連絡があったといったところです。具体的には、チームのファンサービスのイベントなんですけれども、その当時のホームページには、手話通訳をご希望される方が通訳者近くの席を準備させていただきますというふうな記載があったということです。

この相談事例、次もそうなんですけれども、相談がありまして、私ども事務局として何らかにかかわりをして、そこで改善ですとかそういったものがあったものを中心にご説明をさせていただいております。

次のページ、代表事例2、盲導犬同伴者のすし店での入店についてということで、点字資料では6ページ中ほどとなります。これは視覚障がいに関する相談事例です。相談内容としては、おいしいと言われているすし店のお話を聞いたというところで、視覚障がいがある方なので、盲導犬を連れてガイドヘルパーと2人でその店に行ったところ、店長風の男性が現れて、盲導犬は店には入れられない、外につないでおいてほしいと言ったため、盲導犬の同伴は認められているんですというふうに、来店された方が訴えたところ、「ほかの店では良くて当店では難しい」というふうにその店長風の方から言われて、入店を断られたそうです。その相談者の方は、ぜひ食事をしたいので、市からよく説明をしてもらって、私が行けるようにしてくださいというふうな相談でした。

私ども、事務局の対応としましては、まずはお店に電話をしまして、相談者が入店を断られた事例をお伝えしまして、聞き取りを行いました。その店長風の方とお話をしたんですけれども、その店長の記憶の中にあったのか、ご自身で盲導犬同伴者のお客様のお話を始めて、生ものを扱っているので外につないでおくなら良いというふうに伝えると、逆にそのお客様、相談者の方からは、市役所にこのことを相談するというふうにおっしゃられた。店としては補助犬ステッカーも貼っていないので対応は難しいですというふうに、その店長の方はおっしゃられました。それに対しまして、そのお電話の中でなんですけれども、身体障害者盲導犬法には、盲導犬の入店を断ってはならないとされているため、盲導犬は同伴者の体の一部ですということをお伝えして、何とか入店を考えてもらえませんかというふうにご依頼をしたところ、店長さんは、そこのおすし屋さんはチェーンだったので、会社に確認をするので再度また電話をしてもらいたいというふうな対応をされました。後日、また事務局から同じお店に電話をしたところ、店長は本社というか会社のほうに確認をしたというところで、盲導犬は体の一部であるため、一緒に入店してもらうように会社からは言われたというところです。店長さんとしては、今後は店で対応させてもらうけれども、ほかのお客様の対応も必要なので、事前に連絡してもらえると対応がスムーズになりますというふうな回答がありました。

店長さんは電話の最後で、前回は知識不足で申し訳ないことをしたと、相談者の方には伝えてほしいとご依頼がありまして、この店長さんとの電話のあと、私どもはその相談者の方にしっかりとお伝えをして、今後は入店は当然問題なくできますよということで、お伝えをしたところでございます。

最後の代表事例3のページになりますけれども、発達障がいのある方の音楽イベントへの参加についてということで、点字資料は9ページの最初のほうになります。相談者の方は市外在住の方だったんですけれども、相談内容としては、新潟市内で開催される音楽イベント、参加型のものですけれども、これに参加したくて申し込みを行ったんですけども、

自分がその申し込みのプロフィールに、障がいがあることのほか、演奏に影響する可能性について明記をしたところ、障がいのあることを理由に参加を断られたとおっしゃいました。これは障がい者の社会参加を妨げる差別なのではないかというふうな相談でした。これ、すみません、資料上、若干わかりにくい書き方になってしまっているんですけども、具体的なものとしては、プロフィールにはこれこれこういう障がいがあるので、思うように演奏ができるかどうかわからないというふうに、ご自身でプロフィールに書かれたところでは、私どもの対応としては、まずはこの相談者に対しまして、どのように申し込みを行って、どのような断り方をされたのかというところを、メールや電話で確認を行ったところでは、次ですけれども、音楽イベントの運営事務局に対しまして、相談者からどのような申し込みの内容があつて、どのような理由で断ったのかということについて、聞き取りを行いました。事務局の方からは、障がいがあつて、演奏の途中で何かあつたら大丈夫かなという、そういうふうな心配があつたというほかに、会場とのマッチングがうまくいかないために断つたというふうなことだったんですけども、会場が複数会場あつて、イベント事務局が借りている会場のほかに飲食店を、ボランティアといいますか、会場費を払ってなくて借りているという、そういうふうな手前もあるので、そういうふうなこと。あとは、会場の規模と、この方がお1人での演奏だったので、そのマッチングもうまくいかないため、演奏は動画で聞いていて申し分ないなと思ったんですけども、残念ながら、そういうふうなマッチングがうまくいなくて今回お断りしたんですけども、申し訳ないので、別の時期のイベント参加について、参加者にはご提案をされたというふうな回答を頂きました。

また、事務局の方としては、その相談者の方とメールでのやりとりで申し込みをして、お断りというメールをして、メールでのやりとりで双方の解釈に行き違いがあつて、それを相談者の方に「差別的な対応」ということで解釈されたのではないかというふうにお感じになられて、今回のイベントにどういうふうに参加できるかというところも含めて、相談者に直接会って話をしたいというふうなご提案がありました。私どもとしては、そういうふうな提案がありましたので、事務局の方と相談者の方と、双方予定を調整して、直接の話し合いというところまで行きつきまして、結果的に使用する予定がなかった会場を利用してのイベント参加が実現をしたといったところでございます。この会場というのは、具体的なところは今日申し上げますけれども、人がかなり行き交うような会場で、相談者ご本人としては、実際にそこで演奏する機会を得られて大変満足をしたというふうな、感謝のメールを私どもに頂いたということでございます。私からは以上です。

（長澤会長）

ありがとうございました。実態と、あと代表事例についても詳しく説明いただきました。ただいまの説明についてご意見やご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

（事務局：障がい福祉課 石原管理係長）

事務局から追加でお話をさせていただきたいと思います。今回相談のあつた10件の中で、私ども事務局が特にかかわって、何らか進展があつたようなものについてご説明をさ

せていただきましたけれども、それ以外にも相談がございまして、1件ご紹介をしたいというものがありますが、ご説明させていただいてもよろしいでしょうか。

(長澤会長)

お願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 石原管理係長)

ありがとうございます。資料はないんですけれども、タクシーの事例です。今、巷で走っているタクシーで、通称がUDタクシーとかジャパントクシーとかという言い方をされている、ユニバーサルデザインのタクシーが走っています。そのタクシーは、昔のセダンタイプのタクシーとは異なりまして、車椅子のまま乗れるという仕様となっています。ただ私、その相談者の方からも聞いて、あるタクシー会社の方にもお聞きをしたんですけれども、車椅子のまま乗るというふうなことをするのに、運転手さんが外に出て乗れるような作業をしなければいけないというふうなことで、手間や時間がかかってしまうという、どうやらそういうことらしいんです。そういうこともあって、車椅子の方がそのままタクシーに乗れると思って乗ろうとしても、乗車拒否をされてしまうという事例が全国であるというふうなお話でした。ただ私どもとしては、そこは件数を数えているわけではないので、本当にそういう実態なのかということとはわかりかねますけれども、その方としては、やはり自分で車椅子でタクシーに乗りたいと言って、会社に電話をされた。対処してほしいというふうに電話されたところ、結局ユニバーサルデザインのタクシーだけではないので、台数が決まっているので、その希望の時間にそこに行くのは難しいですというふうな対応をされたというふうな相談でした。私がその会社の実情を聞いたところ、やはりそのときの状況があるので、そのときの車の走っている状況によって、そういうふうな対応が難しい。そういうふうな対応をする場合もありますといったところで、なかなかやっぱりそういう車椅子で直接乗れるというタクシーがあったとしても、必ずそういうふうな状況にはなっていないというところは、少し残念に感じる部分がありますので、これは今後も、何らか具体的な対応というのは難しいですけれども、そういうふうなお話を聞きつつ、国にも指導する部門がありますので、そこにもちょっと協議とか情報提供をしながら、また相談があったときに対応していきたいというふうに考えております。

(長澤委員)

ありがとうございます。一応国の法律でも、対応する側に過重な負担があつて、合理的配慮の提供が難しいという場合には、丁寧な説明、事前の説明をする、可能な限り代替案を出す。ゼロ回答ではなくて、「こういう感じではできません」というような、そういうふうになっていると思います。

ただ、なかなかそういうのも話し合いを通してじゃないと理解が得られないことも多いですので、事務局のほうでは今後もこういった相談等あると思いますので、対応よろしくお願いいたします。

併せて、今の事例等についての質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。このあとでも構いませんので、お気づきの点がありましたら、ご発言をお

願いいたします。

4. 議事（４）令和７年度「ともにプロジェクト」の取り組み状況

（長澤会長）

では、議事の（４）に移らせていただきます。議事（４）令和７年度「ともにプロジェクト」の取り組み状況について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：障がい福祉課 鰐淵管理係）

障がい福祉課管理係の鰐淵と申します。私から、令和７年度における「ともにプロジェクト」の取り組み状況について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、資料３－１をご覧ください。まず「A 障がいのある人となない人の交流の機会の創出」についてです。点字資料は１ページ上段になります。学校における障がいのある人との交流、ゲストティーチャーによる福祉教育として、市内の小中学校において、障がいのある人と生徒との交流を通した心のバリアフリーを推進すべく、障がいのある人が講師として各学校に赴いた際の謝礼補助を行いました。謝礼補助は大きく分けて２コースでございまして、視覚障がいや視体不自由などの障がいのある人を講師として招いた福祉教育と、平成３１年に新潟市手話言語条例が施行されたことを受けて、ろう者枠を新設し、ろう者等を招いた福祉教育への謝礼補助を行っています。

今年度の実施状況としまして、障がいのある人を招いた福祉教育は、小学校３０校、中学校１校で、主に盲導犬との暮らしや車椅子バスケの体験授業など、視覚障がいに関する授業が行われました。昨年度は２５校でしたので、今年度は６校増えました。ろう者を招いた福祉教育では、小学校１３校、中学校２校で、こちらは聴覚障がいについての講話、手話体験が開催されました。昨年度は１３校でしたので、２校増えました。

続いて、「B 一般企業への周知啓発」についてです。点字資料は３ページ下段になります。障がい者アートを活用した共生社会の普及啓発では、バスターミナルなど公共空間への障がい者アート展示を通じて、障がい者の活動について興味を持ってもらうという事業を実施しました。令和３年度から継続して実施している、こども創造センターと新潟駅南口バスターミナル、こちらにおいて今年度も７月から展示を行いました。

次に、右側の「ともに Entrance」についてです。点字資料では４ページ下段になります。こちらは、共生社会づくりに関心を持つ企業や組織がつながるネットワークです。令和８年１月末時点で、６４組織の企業や団体が加入しています。主な取り組みとして、障がい者アートを活用したポスターとステッカーの作成、加入企業での掲示を行っています。なお、ポスター・ステッカーの作成にあたっては、新潟デザイン専門学校の学生に、アートの周りに描くデザインを公募し、共生社会について考えてもらう機会にもつなげました。

次に、「C わかりやすい広報」についてです。点字資料は６ページになります。例年、共生条例の普及啓発イベントを商業施設にて行っております。今年度は、令和８年２月１４日から２月２３日までの１０日間、アピタパワー新潟亀田店で実施しました。今年度も、市の文化政策課主催の障がい者アートの展示イベントと同時開催として行いました。期間中は、障がい者アートの展示や条例認知度調査を実施したほか、最終日となる２月２３日には、新潟市ろうあ協会や要約筆記サークルの方々にご協力をいただき、ミニ手話教室や要

約筆記体験会を開催し、一緒にイベントを盛り上げていただきました。

続いて、資料3-2、条例認知度の調査結果についてご覧ください。点字資料は3ページ中ほどになります。条例認知度は全世代の合計で41.3%となりました。昨年度の37.3%を4ポイント上回るような形になりました。障がい福祉課が策定している障がい福祉計画では、令和8年度の目標を43%としておりますので、目標達成に向けて引き続き周知啓発に努めてまいります。年代別に見ますと、10代以下の認知度が低い傾向にありますので、引き続き小中学校への福祉教育や、大学生とのワークショップなどを通じて、条例を知る機会を増やし、若年層の認知度向上につなげていきたいと考えております。

続いて、資料3-3をご覧ください。点字資料は1ページ下段になります。若年層への認知度向上に関しましては、令和4年度から実施している大学生とのワークショップに力を入れております。今年度は昨年度より1大学増え、5大学で実施しました。実施内容としましては、各大学との意見交換を行い、新潟大学では障がいのある当事者と教授との対談を学生に聞いてもらう形式。国際情報大学、県立大学、青陵大学、薬科大学では、条例に示す身近なテーマをもとに、広く共生について考える内容としました。点字資料は5ページの中ほどになりますが、実施後のアンケートでは、多くの学生から「理解が高まった」との声をいただきました。点字資料は7ページの上段になりますが、若年層への条例認知度向上に向けてどのような取り組みが必要かという質問に対しては、学校での周知啓発が最も多い結果となりました。今回のようなワークショップの取り組みが一定の効果を生み出すということが示された結果となったと感じております。事務局からの説明は以上となります。

(長澤会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。いかがでしょうか。お願いいたします。

(中村委員)

いつも手話学習の件ではお世話になっております。ご理解いただいてありがとうございます。手話のゲストティーチャーの件ですね、福祉教育の件で少しお話ししています。窓口が2つあるようでして、ろうあ協会と社会福祉協議会と、窓口が2つあります。個人的に社会福祉協議会には依頼があるようで、あとはろうあ協会のほうでは、事務局で調整をするということで、少しやり方が違う方法で受付をしています。それがちょっと複雑で、申し込みの窓口を1つに、市だけにまとめてほしいという意見があるのですが、その辺はいかがでしょうか。

(長澤会長)

ありがとうございます。窓口のことについてですが、事務局いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 鰐渕管理係)

ゲストティーチャーと福祉教育に関しましては、基本的には各小中学校の授業を担当される先生のほうから、ろうあ協会さんであったり、社会福祉協議会さんのほうにご連絡い

ただいて、その当日ゲストティーチャーとしてお越しいただくように調整をしていただいております。ですので、市のほうに窓口があるということではなくて、ゲストティーチャーとなつていただく団体様のほうが、それぞれ窓口となつていただいているという認識です。

（長澤会長）

中村委員、いかがでしょうか。今の説明で。

（中村委員）

今の説明で理解しました。ありがとうございました。わかりました。

（長澤会長）

ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。はい、お願いいたします。

（高橋（隆）委員）

ゲストティーチャーを呼んだ学校で、重複している学校があるんですけど、その学校というのは一日に全部両方やったのか、それとも別々の日にやったのかというのが聞きたいのと、今まで何年間もこのゲストティーチャーを招いてらっしゃるので、新潟市内の学校ってどこが呼ばれてないかとか、どこが熱心に呼んでいる学校があるかとかっていうのは多分わかってらっしゃると思うので、そういうのを何か表にして示していただけるとありがたいなと思うんですけど、どうでしょうか。

（長澤会長）

いかがでしょうか。事務局お願いいたします。

（事務局：障がい福祉課 鰐渕管理係）

まず1点目の、同じ名前の学校があるということに関しましては、同日ではなく別の日に開催しているというところになります。

2点目の、熱心にこの授業されている学校とそうでない学校があるのではないかということに関しましても、おっしゃるとおり、これまでの実績がありますので、そこを整理することによって、力を入れている学校と、あまり使われていない学校というところは見分けることができるかなと思います。

（長澤会長）

何らかの形で、その情報を出していただくというふうにとらえていいのでしょうか。

（事務局：障がい福祉課 石原管理係長）

利用されている学校、利用されていない学校等表にすることは、これは作業的にはそんなに難しいことではないんですけども、ただ学校の中の教員さんですとか、そういった

方も異動もされて、異動先でやられるという方もいらっしゃいますし、かといって、このゲストティーチャーを利用されていない学校さんが、そういうのにまったく関心がないとかというところでもないのかと思いますので、私ども、普及啓発としては、利用されていない学校さんにお声掛けするというのは大事だと思うんですけども、お示しをしてというところで、あまりそういう、利用されていないからどうということのためにお示しするのはどうなのかなという部分を考えながら対応してまいりたいと思います。

（長澤会長）

ただいまの説明でよろしいでしょうか。

（高橋（隆）委員）

示していただいたから、どこが利用していないから駄目だとかいうのではなくて、おしなべて普及していかなくちゃいけないのに、それに差があるという理由がちょっとわからなかったもので、それでお聞きしたかったというのが大きいです。

（長澤会長）

今後多くの学校で、こういった利用をしながら普及啓発に努めていくように、じゃあ事務局のほうでも対応していただくということでもよろしいですか。はい、ありがとうございました。ほかに、はい、お願いします。

（高井委員）

はい、にいがた温もりの会です。資料3-2のアンケートの件でお伺いします。場所がアピタということで、これも以前もこういう話になったのかなと記憶しているんですけども、イベントと一緒にアンケートを取るという形にすると、ちょっと言葉が悪いかもしれないですけど、都合のいい数字になるのではないかとということで、一般の市民の皆さんにアンケートを取る数字と、このイベントで集まった方を取る数字というのはちょっと乖離してくるのではないかと印象を持っています。なので、アンケートの取り方の工夫とか、そんなこともあるといいのかなと思います。

（長澤会長）

ただいまの質問について、事務局いかがでしょうか。

（事務局：障がい福祉課 石原管理係長）

事務局から回答させていただきます。ご質問ありがとうございます。私この課に配属になって1年目なんですけれども、私、この取り組みを見たときに、やはり統計的に来店者の方にシールを貼っていただくという、正直に言うとそういうやり方でこの数字はつくられているんですけれども、普及率をそういうやり方で補足していくのが本当に正確なやり方なのかということはおっしゃるとおりだと思いますので、ただこれもいったんスタートしてやっているものですので、いったんはこれ継続して、いったんはさせていただきながら、次に市の計画とかそういったものが変わる際に、またどのような方法が相応しいの

かを考えまして、また違う対応するののかも検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(長澤会長)

いかがでしょうか。

(高井委員)

ありがとうございます。

(長澤会長)

ほかにご質問ございませんでしょうか。はい、ありがとうございました。では、先に進ませていただきます。

4. 議事(5) 令和8年度「ともにプロジェクト」の取組予定

(長澤会長)

議事の(5)です。令和8年度「ともにプロジェクト」の取組予定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 鰐淵管理係)

それでは、令和8年度におけるともにプロジェクトの取組予定についてご説明します。資料4をご覧ください。点字資料は1ページ上段になります。

まず「A 障がいのある人となない人の交流の機会の創出」につきましては、今年度を実施した謝礼補助を継続し、学齢期から共生条例や障がいへの理解促進に取り組んでまいります。募集枠については通常の障がいのある方を招いた枠を24校、ろう者枠、ろう者を招いた枠を15校を、それぞれ予算計上しています。

次に「B 一般企業への周知啓発」についてです。点字資料は2ページの中ほどになります。障がい者アートを活用した共生社会の普及啓発については、こども創造センター、新潟駅南口のバスターミナルにおいてアート展示を行うほか、今年度実施した商業施設での展示も継続してまいります。

点字資料は3ページ下段になりますが、「ともに Entrance」についても引き続き取り組みを継続していくほか、実行委員会として会員の増加に向けた取り組みを行っていきます。

点字資料は5ページになりますが、「C わかりやすい広報」におきましては、従来から実施してきた条例研修会やパンフレットの配布、周知啓発イベントの実施などを継続するとともに、大学におけるワークショップ等を継続して実施し、さらなる普及啓発につなげてまいります。

点字資料は7ページになりますが、市民・事業者への広報の実施としまして、平成31年から施行している新潟市手話言語条例についても、引き続き啓発パンフレットを活用しながら、共生社会の実現に向けた意識醸成につなげてまいります。説明は以上になります。

(長澤会長)

令和8年度の取り組みの予定についてご説明いただきました。多くは継続事業ですが、今ほどAの①ですとかCの①、理解度の調査などについてのご意見が出ましたので、それも含めながら進めていただければと思います。

では、委員の皆様から8年度の取り組みについて、質問、ご意見ございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

(渡辺(浩)委員)

要望になるのですが、よろしいでしょうか。実は私どもは育成会のほうで、今年の7月ごろにアンケートを取ったんです。その中に、この条例のことを知っていますかという項目を入れてみたんです。私、立場上ありましたので。その結果、400数名の会員がいるんですけども、そのうち半数の200名くらいから回答があったんですが、言葉も内容も知っている人が大体4分の1、23.5%でした。それから、言葉は聞いたことがあるけれども、内容までよく知らないんだよねという人が42%。恥ずかしながら言葉も内容も知らないという人が34.5%いました。

この結果なんですけれども、私はみんな知っているとはばかり思ってたんですよ、会員の皆さんは。ところがこんな状態で、まことに恥ずかしくて。条例があることを知っている人が7割くらいいたので、それについてはほっとしているんですけども、知らない人が3割以上いたということが、すごくショックを感じました。

それで、市のほうで毎年福祉のしおりを出していますよね。その中に条例を織り込んでいただけないかと思います。読む人、読まない人、またそれは別なんですけど、そういう福祉のしおり、障がいがある皆さん網羅されているわけですので、少なくともその人たちにはちゃんと知ってもらいたいということもありますので、ぜひ福祉のしおりのほうに掲載をお願いしたいということでもあります。

ちなみに、県の条例が去年出ましたけど、この半分ぐらいですね。ほぼほぼ知らないという感じでした。以上でございます。よろしくお願いします。

(長澤会長)

貴重なご提案ありがとうございます。ぜひご検討をお願いしたいと思います。ちなみにこういう条例、新潟市よりも先に制定した自治体などでも、同じような認知度の調査をしているんですが、やはりなかなか浸透しないというのがどこでも悩みのたねのようです。新潟市に限ったことではないと思います。ただやはり10年にもなりますし、ぜひ認知度が上がるように、委員の皆様のお立場でも、ぜひ多くの市民の方々にお伝えいただきたいと思います。

事務局、何か今の提案等についてご意見でございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 石原管理係長)

貴重なご意見ありがとうございます。条例の認知度を上げるというのは私どもとしても大事なことで、条例としての認知度、あとは条例の中身についても認知をしていただきたいというふうな思いもありますけれども、両方とも認知されるように取り組んでいきます。

いと思います。

福祉のしおりに関しましては、今つくっている最中だと思いますので、入れられるかどうかというところも含めて、入れられるようであれば入れたいと思いますし、ひょっとしたら来年版になるかもしれませんが、入れられるように考えていきたいと思います。ありがとうございます。

(長澤会長)

よろしくお願いいたします。8年度の取り組みについていかがでしょうか。

5. その他

(長澤会長)

8年度の取り組みに限定せず、全体を通して何か質問やご意見がありましたら。はい、ではお願いいたします。

(本間委員)

新潟地方法務局の本間と申します。さかのぼっての質問になってしまうんですけども、一番最初の資料で、共生条例の取り組みの状況、令和7年度ということで、条例の研修会をされているということで、※印で「民生委員・児童委員協議会等」と書いてあるんですけども、法務局も民間のボランティアである人権擁護委員さんとともにいろいろ啓発活動、相談活動をしているといったところで、例えばなんですけども、そういった人権擁護委員さん、市町村ごとに選任されまして、新潟市でも、正確な数字持ってこなかったんですけど、数十人の方が活動されていますので、そういった方を対象に研修をしていただくということは可能なんでしょうか。あるいはどのような、職員の方が講師をされているのか、そのあたりを伺えればと思います。

(長澤会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 石原管理係長)

ありがとうございます。基本的には、私ども事務局が出前という形でお伺いをして、説明とか交渉をさせていただいております。人権擁護委員の方の集まりがあるということで、可能であればぜひともお伺いをして、内容をお伝えさせていただければ大変ありがたいと思います。これは年に何回かあるような？

(本間委員)

そうですね。人権擁護委員さん、年間を通して活動する中で、自己学習というか、自分たちの知識を高める中で研修会等を自ら開催をしているということなので、今の情報を人権擁護委員の組織体のほうにも提供していきたいなと思いました。ありがとうございます。

(事務局：障がい福祉課 石原管理係長)

もしでしたら、自己学習等で利用できるような資料等はお渡しすることはまったく構いませんし、もし研修会ですとかそういったもの、集まる場面がありましたら、私ども出向いてお話ししたいと思っておりますので、そのような情報をいただけると大変ありがたく存じます。ありがとうございます。

(本間委員)

こちらことありがとうございました。

(長澤会長)

ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見ありますか。いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(高井委員)

ありがとうございます。会議に出席させていただいて抱いた感想というか意見なんですけれども、事例をいくつか挙げていただいて、「話し合いでよかったよね」というお話が多かったと思うんですけれども、われわれ共生社会をめざすときに、面倒くさかったり、効率悪くなっちゃうよねとか、いろいろなことがあると思うんですけれども、この些細なこと、おすし屋さんに入れました、タクシーに乗れました、音楽のイベントに参加できましたというような些細なことを、「できた、できた」と、それが自分が参加できました、その企業が受け入れたというように声をたくさん集めると、経済の中では非常にそういうところは敏感なんだと思うんです。あそこのおすし屋さんは受け入れていると、うちのタクシーも乗せなきゃ駄目だと。そんなふうな流れに持っていけたら、要は社会が変わるべきだというふうに当事者団体っぽいことを言わせてもらおうんですけれども、社会が変わるべきだというふうにずっと思っていて、それは手間ひまかかることではなくて、それがインクルーシブなんだと思うんです。その手間ひまを引き受ける覚悟がわれわれにあるかどうかということなんだと思うんです。なので、「できたよ案件」みたいなことがいっぱい世の中の表に出てくると、非常に経済界の人は敏感に反応するのではないかなというのが私の意見です。以上です。

(長澤会長)

貴重なご意見ありがとうございました。ぜひ、事務局だけではなく委員の皆様も参考にいただければと思います。私も含めて参考になりました。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。予定どおりに進んできております。このあとですが、事務局、ほかに関係する方とお話しすることはございますか。よろしいですか。

委員の皆様におかれましては、帰られてから、あるいは後日何かお気づきの点がありましたら、事務局にご連絡をくださるようお願い申し上げます。ぜひ貴重なご意見を事務局のほうにお伝えください。

6. 閉会

(長澤会長)

本日は長時間にわたりまして、皆さんお疲れ様でした。マイクを事務局にお返しいたします。よろしくお願いします。

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

ありがとうございます。長澤会長、長時間にわたり議事進行ありがとうございます。また、委員の皆様の活発なご意見、ご要望がありましたけれども、頂きまして大変ありがとうございました。

以上で、第 11 回条例推進会議を終了いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございました。